

大手町フィナンシャルシティ ビジネスライブラリー 利用規約（個人会員用）

2022 年 3 月 28 日 改定

本規約は、大手町フィナンシャルシティ ビジネスライブラリー（以下「本施設」といいます）のご利用について定めるものです。

本施設の利用に際して、本会員は、本規約の内容を遵守するものとします。

第 1 条（定義）

1. 本施設とは、前文に記載する施設を指します。
2. 提供サービスとは、本施設で提供するサービスを指します。
3. 本会員とは、第 5 条に定める料金を本施設に支払うことにより、提供サービスを利用できる権利を有する者のことをいいます。
4. 利用案内等とは、本施設が定める利用案内、諸規定、諸規則、諸通知を指します。

第 2 条（本会員）

1. 本施設の利用を希望する者は、本規約に承諾した上で本施設が定める入会手続を行うものとします。利用希望者は、本施設が承諾した場合に、本施設との間で本会員契約（以下「本契約」といいます）が成立し、本会員となるものとします。本会員は第 5 条に定める利用料を支払うものとします。
2. 前項にかかわらず、本施設は、当該入会希望者に対して入会の承諾を行わないことがあります。本施設は、いかなる場合においても、入会を承諾しない理由を回答いたしません。
3. 本契約の契約期間は、入会希望者による入会申込日または本会員による更新申込日から 2 年間とし、本契約は、本施設および本会員により更新手続が行われないう限り、契約期間の満了により失効するものとします。
4. 本会員は、本会員が本施設に届け出た情報に変更が発生した場合は、速やかに本施設に変更事項を届け出るものとします。当該届出を怠ったことにより本会員に生じた損害その他の不利益について、本施設は一切の責任を負担しません。

第 3 条（利用案内等の遵守）

本会員は、本規約および利用案内等を遵守するものとします。

第 4 条（会員証）

1. 本施設による会員証の発行は、本項の手続に従うものとします。

- (1) 本施設は、本会員に対して、本会員入会時に本施設の会員証 1 枚を無償発行します。
- (2) 本会員は、本施設を利用する際は会員証を本施設に提示するものとします。
2. 本会員が会員証の紛失・盗難に遭った場合は、本項の手続に従うものとします。
 - (1) 会員証の紛失・盗難に遭った場合、本会員は速やかに本施設に通知し、本施設の指示する事項を届け出るものとします。
 - (2) 会員証の紛失・盗難により本施設が損害を被った場合、本会員は当該損害を賠償するものとします。ただし、前項に従い本会員が届出書類を本施設に提出した場合、提出日の前日以降に発生した損害については、本会員は免責されます。
 - (3) 前項但書にかかわらず、本会員は次の各号の一に該当する場合は免責されません。
 - ア 紛失・盗難が本会員の故意もしくは重大な過失による場合
 - イ 会員証が、本会員の家族・同居人等、本会員関係者によって使用された場合
 - ウ 本会員が本規約および利用案内等に違反している状況において紛失・盗難が生じた場合
 - エ 当該紛失・盗難に関する本施設の調査に本会員が協力しない場合
3. 本会員が会員証の再発行を希望する場合、本項の手続に従うものとします。
 - (1) 会員証の紛失、盗難、汚損等により本会員が申請し、本施設が認めた場合に限り、本施設は会員証を再発行します。
 - (2) 本会員は、会員証の再発行料として本施設が定める金額を支払うものとします。

第 5 条（料金等）

1. 本施設を利用する際に本会員が本施設に支払う提供サービスに係るサービス料その他の料金および支払方法は、別途本施設が定めます。
2. 本施設は、本規約の変更により本条に基づく料金を変更できるものとします。

第 6 条（禁止行為）

本会員は、本施設を利用するにあたり、次の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。

- (1) 本施設および本施設のある建物（以下「本建物」といいます）の立入り禁止箇所に侵入すること
- (2) 会員入会の申込みの際に虚偽の情報を申告する行為
- (3) 会員以外の第三者に、会員と偽らせて、本施設の入室・利用をさせること（会員証を自己以外の者に利用させる行為を含む）
- (4) 会員証を自己以外の者に譲渡または貸与する行為
- (5) 本建物および本施設を利用する他の利用者およびその他の第三者に迷惑を及ぼす音、振動または臭気

等を発する行為

- (6) 本建物および本施設の設備、機器ならびに本施設の資料・蔵書等を損壊等する行為
- (7) 他の施設利用者、第三者または本施設に不利益を若しくは損害を与える行為
- (8) 本施設に設置された机・椅子等に私物等を置くことで、長時間占有（場所取り等）すること
- (9) 本建物および本施設内の指定場所以外で喫煙をすること
- (10) 本施設内での飲酒行為
- (11) 喧騒行為の一切
- (12) ケーブル施設、IT もしくは、通信設備の設置を運営管理者の許可なく行うこと
- (13) 本建物および本施設内で火気等を使用すること、または火気等を持ち込むこと
- (14) 本施設に広告を掲載したり、選挙活動や布教活動を行ったり、ねずみ講その他類似の勧誘行為
- (15) 公序良俗に反する行為、その他法令に違反する行為（それらのおそれのある行為を含む）
- (16) 本施設が提供サービスに基づき提供した資料・蔵書を本施設外へ持ち出す行為
- (17) 本施設が提供サービスに基づき提供した資料・蔵書を複製（印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に再製すること）する行為
- (18) その他本施設が不適切と認める行為

第 7 条（本会員の損害賠償責任）

本会員が、本規約に違反したこと、または本施設等の建物、設備、備品等を破損、汚損、紛失等させたことその他の事由により、本施設または第三者に損害（逸失利益その他の間接損害および特別損害を含む）を生じさせた場合、本会員は、その損害を賠償するものとします。

第 8 条（本施設の免責事項）

- 1. 本施設は、利用案内等の記載にかかわらず、本施設を臨時休業し、または短縮した営業時間による営業を行うことがあります。
- 2. 本施設は次の各号に該当する損害につき一切責任を負わないものとします。ただし、本施設に故意または重大な過失がある場合はこの限りではないものとします。
 - (1) 盗難・事故・通信回線障害・本施設の備付器機の故障等により本会員または第三者が被った損害
 - (2) 天災地変、交通機関の休止等の不可抗力による事由に起因し、本施設が本施設の営業を行うことができないため本会員または第三者が被った損害
 - (3) 本施設のインターネット回線および Wi-Fi の利用によりパソコン、スマートフォン等の情報機器がウイルスに感染する等のトラブルにより本会員または第三者が被った損害

- (4) その他、本会員による本施設の利用または利用ができないことに起因し本会員または第三者が被った損害
3. 本施設は、本会員による利用を延期または拒否する合理的な理由があると本施設が判断した場合、その間本会員による本施設の利用を延期または拒否することができるものとし、この場合に本会員または第三者が被った損害については、本施設は一切その責任を負わないものとします。
 4. 他の本施設利用者の利用により本施設が満席となった場合は、本施設は、当該状況が解消されるまで本会員の本施設の利用を延期またはお断りすることができるものとし、この場合に本会員または第三者が被った損害については、本施設は一切その責任を負わないものとします。
 5. 本契約のいかなる規定および利用案内等の定めにかかわらず、本施設が本契約に基づき、あるいは本契約に関連して、本会員および第三者に対し負担する損害賠償の総額は、債務不履行、法律上の瑕疵担保責任、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、第 5 条に基づき本施設が受領した料金の額を超えないものとします。
 6. 本契約のいかなる規定および利用案内等にかかわらず、本施設の責に帰すことができない損害、特別の事情から生じた損害、間接的な損害、結果的な損害、逸失利益、データの喪失・破損については、本施設は本会員および第三者に対し賠償責任を一切負わないものとします。

第 9 条（会員情報の取扱い）

本会員が本施設に提供した個人情報、当施設の個人情報保護方針に則り、適切に取り扱います。

第 10 条（反社会的勢力の排除）

1. 本会員は、自己が ①暴力団、暴力団の構成員または準構成員、暴力団関係団体、暴力団関係者、その構成員（団体を含む。）が違法もしくは不当な行為を行うことを助長し、または助長するおそれのある団体その他の反社会的勢力（以下「暴力団等」といいます）に該当しないこと、②暴力団等に支配されていないこと、③暴力団等と一切の関係を有していないことを確約するものとします。
2. 本施設は、本会員が前項に違反すると本施設が認める場合、何らの催告なしに本契約の全部または一部を解除することができるものとします。

第 11 条（賃借権等の不存在）

本会員は、本契約の成立および提供サービスの利用をもって、本建物および本施設に対する賃借権その他の利用権を有するものではないことを確認するものとします。

第 12 条（利用停止）

本会員が本規約または利用案内等に違反した場合、本施設は本会員による本施設の利用を拒むことができるものとします。なお、本条は第 13 条第 2 項の契約解除を妨げるものではないものとします。

第 13 条（契約解除）

1. 本会員は、本契約の期間中であっても、本施設が定める所定の手続きで本施設へ通知することにより本契約を解除し本施設会員を退会することができるものとします。
2. 本施設は、本会員が本規約および利用案内等その他本施設が定める規則等に違背し、または履行を怠ったときは何らの催告なしに本契約の全部または一部を解除することができるものとします。
3. 第 10 条第 2 項または前項により本契約が終了した場合、本会員は本施設が発行した会員証を本施設に返却するものとします。

第 14 条（協議事項）

本契約および利用案内等に定めなき事項並びに疑義の生じた事項については、本会員および本施設双方誠意をもって協議解決するものとします。

第 15 条（管轄裁判所）

本契約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 16 条（準拠法）

本契約は、日本法を準拠法とするものとし、あらゆる事項について日本国法に従って解釈されるものとします。

第 17 条（規約の改定）

1. 本施設は、本会員の承諾なく本規約および利用案内等を改定できるものとし、本会員は改定後の本規約および利用案内等の内容に従うものとします。
2. 本施設のホームページまたは本施設の店頭等に前項の本規約および利用案内等の改定内容等が記載されたときをもって、本会員は本規約および利用案内等の当該改定をご承認されたものとします。

以 上